

集落協定の概要

集落協定とは、1ha 以上の対象農用地のある集落において、農業生産活動を行う農業者のあいだで締結する協定です。

令和 6 年度の竹原市内における協定締結数は 8 協定です。

集落協定の面積及び交付額

令和 6 年度中山間地域等直接支払事業実施状況一覧表

協定名	交付対象農用地面積（㎡）					交付金額（円）
	田		畑		合計	
	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		
中西谷	4,293	83,505	0	1,139	88,937	762,179
宿根	60,987	14,771	11,860	8,136	95,754	1,563,761
湯坂	0	40,329	0	0	40,329	322,632
下西野	19,787	0	0	4,380	24,167	430,857
小梨	122,485	41,492	6,547	6,257	176,781	3,001,310
田万里	140,239	180,803	497	6,331	327,870	3,535,452
上西谷	1,662	68,219	0	0	69,881	464,522
赤坂	76,647	36,140	353	1,121	114,261	1,525,350
合計	426,100	465,259	19,257	27,364	937,980	11,606,063

農業生産活動等の実施状況

各集落協定書で定めている、水路・農道等の清掃や草刈り、農地と一体となった周辺地の下草刈り等、多面的機能確保の活動が実施しています。

農業生産活動等の体制整備の実施状況

将来にわたり適正に協定農用地を保全していく取組を実施するとともに、将来を見据えた集落戦略を作成するなど、継続して活動ができるよう体制整備に向けた取組を実施しています。